

平成24年9月4日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成24年9月4日  
開会 13時12分 閉会 13時41分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名  
委員長 芳滝仁 副委員長 藤原孟  
委員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍聴者 小島智恵 増田武夫
- 5 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 民生部長 菅好弘  
町民課長 横山義嗣 環境衛生係長 平井幸彦
- 6 事務局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 7 調査内容 1 付託された議案の審査について  
議案第50号 幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例  
2 所管事務調査項目について  
3 その他

委員長 芳 滝 仁

## ◇ 審 査 内 容

(13:12 開会)

- 委員長（芳滝仁） ただいまから民席常任委員会を開会いたします。審査に入る前に各委員に申しあげます。担当部局より追加の説明資料が提出されましたのでお手元に配布しています。なお、暑いですから上着は取っていただいて結構です。

それでは、これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第50号幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長（菅好弘） それでは、本会議におきまして高橋副町長から提案説明がありましたけれども、重複する部分があるかと思いますが、改めまして幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例の制定内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

これまで町内の駐輪場及び公共の場所などにおいて自転車等が長期間に渡り利用されないまま放置されている実態があり、駅及び公共施設の利用者及び住民からも景観上好ましくないとのご意見が寄せられていたところであります。駐輪場におきましては自転車等の駐車秩序を確保するための管理規定、公共の場所につきましては放置禁止区域を指定し、その指定した区域内での自転車等の放置を禁止することにつきましてそれぞれ規定し、一定期間使用されずに放置されている自転車等には警告、撤去、保管及び処分を町において行うことができることを定めるため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の第5条第6項及び第6条の規定に基づきまして本条例を制定するものであります。条例の制定内容につきましては、各条文に沿いましてご説明をさせていただきます。

第1条は条例制定です。駐輪場の設置及び管理並びに公共の場所における自転車等の放置を防止することを目的として定めるものであります。第2条は本条例において使用する用語の規定について、本条例において対象とする車両は自転車または原動機付自転車を対象とすることなどを定めております。第3条は町の責務について、関係機関との協力体制を確立し自転車の適正な駐車方法の指導、啓発、放置防止に関する施策を実施することを定めるものであります。第4条は自転車等の利用などの責務について、自転車等を放置することのないよう努め、町が実施する自転車等の放置に関する施策に協力するとともに、自転車に名前等を明記することを努めるよう定めるものであります。第5条は町が設置管理する幕別駅前駐輪場、札内駅前駐輪場の名称及び位置について定めるものであります。第6条は設置管理する駐輪場を利用できる車両は自転車または原動機付自転車と定めるものであります。第7条は設置管理する駐輪場の共用期間を通年、利用時間を終日とし、必要と認めるときには臨時に変更または休止することができるものと定めるものであります。第8条は設置管理する駐輪場の利用料金を無料と定めるものであります。第9条は設置管理する駐輪場の収容能力を超えるとき、または管理上支障があると認めた場合に利用を制限することができるものと定めるものであります。第10条は設置管理する駐輪場における禁止行為として第1号から第4号のとおり定めるものであります。第11条は設置管理する駐輪場において、利用者起因する施設の損傷または破損があった場合における損害賠償について定めるものであります。第12条は設置管理する

駐輪場において、町の責めに起さない理由により利用するものが被った損害に対する責任について定めるものであります。第13条は公共の場所のうち放置自転車について撤去、保管、返還及び処分を行うことができる放置禁止区域を指定することができること。指定するときは告示を行うこと。指定後において変更及び解除ができることについて定めるものであります。第14条は設置管理する駐輪場内または放置禁止区域内において、自転車等の放置を禁止することについて定めるものであります。第15条は設置管理する駐輪場内または放置禁止区域内において相当の期間放置されている自転車等に対して警告を行い、警告を行った後も移動されない自転車等について、町において撤去及び保管できること。また、撤去する場合において係留器具の切断などを行うことができることについて定めるものであります。第16条は放置自転車等を撤去し保管する際に生じた損傷及び通常の保管のもとで生じた損傷について、町はその責めを負わないものと定めるものであります。第17条は撤去し保管している放置自転車等の告示、利用者に返還するための措置を講じること及び変換できない場合に処分することができることについて定めるものであります。第18条は委任規定といたしまして、本条例の施行に関して必要な事項について町長が定めることとするものであります。附則であります、本条例の施行期日を平成24年11月1日からとするものであります。

先にお配りいたしました資料、幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例フロー図をご覧いただきたいと思っております。まず、本条例の対象とする区域であります、町内の駐輪場2箇所、これは幕別駅前駐輪場、札内駅前駐輪場です。それと公共の場所、道路、駅前広場、その他公共の用に供する場所のうち自転車等放置禁止区域、これ以降につきましては放置禁止区域と申しますけれども、これに指定した区域内ということになります。

処理フロー図に入りますが、まず公共の場所のうち放置禁止区域を指定し、そのことを告示いたします。これは条例第13条に基づきます。対象とする区域、幕別、札内、駅前駐輪場及び放置禁止区域において自転車等が14日間以上放置されている状態があった場合に当該自転車等を放置自転車等として警告を行います。具体的には当該自転車等に警告書を取り付けることにより、自転車等の移動のお願いをいたします。これは条例第15条第1項によります。警告書を取り付けた後も30日間以上移動されずに放置されている状態にある場合においては、当該自転車等を駐輪場及び放置禁止区域から撤去し、町において一時保管をいたします。条例第15条第2項によります。町では撤去から6箇月間を保管期間として保管し、町では保管していることを14日間告示いたします。保管期間内に利用者等へ変換するための措置、これは警察及び学校その他関係機関への照会などを含みますけれども、こういった措置を講じます。保管期間内に利用者等が判明した場合には返還し、利用者等が判明せずに6箇月間の保管期限が経過した場合には町において処分することができることとするものであります。これは条例第17条第1項及び第2項によります。なお、本条例は11月1日施行といたしまして、住民への周知につきましては10月号広報において行う予定であります。以上であります。よろしくお願ひいたします。

- 委員長（芳滝仁） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方

は挙手を願います。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 本条例の提案そのものは、自主的にやるというよりは国の法の改正のもとで行われるということであります。放置自転車はずっとこういったところだけに限らず、後を絶たず放置されている状況がありますので大事なことだと思います。

そのうえでまず一つには、この二つの駐輪場にどのくらいの自転車の台数が止められるようになってきているのか。最近、調査していないのでわからないのですが、例えば札内駅の駐車場辺りはきちんとした整理されたところに入らなくて、最初から脇に置くということもあります。そういうことも含めて、いまどういう利用状況になっているのかということです。

それから二つの駐輪場だけではなくて、その他の公共の場所も町が指定したところにこれを適用する。どういったところの指定を予定しているのでしょうか。

今回、自転車に住所、名前を明記するということでもありますから、大事なことだとは思いますが、これまでの放置自転車というのは多くは自転車の持ち主の意志によって放置されるというよりは、盗難がかかわっています。随分自転車の盗難が多くて、乗っていかれてしまっていてわからなくなってしまう。気が付いたら放置されていたということがあるのです。そういうのがこういう区域の中に入っていけば逆に見つけられやすいのではないかと思うのですけれども、そういった本人の意思にかかわらず放置されているものについての対処と、本人が見つければ返還されるのでしょうかけれども、最終的な処分はどんなふうにするのでしょうか。また保管というのはどこにされていくのか。以上です。

- 委員長（芳滝仁） 町民課長。

- 町民課長（横山義嗣） まず1点目の自転車の駐輪場の台数なのですが、幕別の駅前につきましてはおよそ200台程度。札内については駅の南側と北側にあるのですが300台程度。入りきれない状態というのは、先日も担当者が現場の写真を撮ってきましたけれども、駐輪場以外に止まっている自転車も相当数あります。入りきれない状態というか、そこに入れられる状態であるにもかかわらず入れていない方もいらっしゃると思っております。

それから町が指定する公共の場所なのですが、先ほどお話しいたしましたように駐輪場はそうなのですが、札内と幕別の駅前とそれに付随する町有地をいまのところは想定しております。駅前広場に付属している道路用地、町が管理しているところと思っています。

自転車に当然、名前なども書いていただくのですが、自転車販売店等に防犯登録を極力していただけるように協力を申しあげます。防犯登録してある場合は、例え盗難されたものでも持ち主が判明するので、私どもで照会をかけて持ち主に返すように警察等の協力もいただきながらしていきたいと思っております。

保管場所なのですが、幕別地区につきましては旧車両センターを保管場所として予定しております。札内につきましては旧リサイクルセンター、泉町にあります吐月橋の麓にあるのですが、旧リサイクルセンターを保管場所ということで考えています。なお、6箇月の期限が過ぎて持ち主がわからない場合は、専門の業者に引き取りをお願いした

いと考えております。以上です。

- 委員長（芳滝仁） よろしいですか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 最初は14日間放置。次は30日、6箇月と明確にされています。でも、管理人がいるわけでもありませんし、その出発点というのはなかなかわからないと思うのです。大体、長くあることが気付かれてから放置自転車ではないかと思われる。なかなか実際の運用は難しいのではないかと思います。わかりました。おそらくこういう形でスタートされて、いままで以上に放置自転車が無くなっていくことは望まれることですので、きちんとスタートされていくことは大事だと思います。

これは条例とは直接はかかわらないのですが、自転車の活用の概念というのはそこそこによって随分違った思いがあります。私どもの町は個人が個人の自転車に乗ってということでありましてけれども、いま、公共が自転車を貸し出すだとか、もっともつとゆるい形での利用状況や整理状況があります。そんなことを思えば、単なる業者に売ってしまうのではなくもっと発展した考え方もある。放置自転車を町の貸自転車にする。それは他人のものを勝手にしてはだめですけれども、そういうような形で要するに便利なものを町民みんなで有効活用するという流れの中に進めている町も生まれていると聞いています。そんなことで最終的な処分をただ産廃というか、そういうところに出してしまうのかと思ってお尋ねをいたしました。条例とは直接かかわりません。

- 委員長（芳滝仁） 町民課長。
- 町民課長（横山義嗣） まず運用なのですが、確かに中橋委員がおっしゃるとおりなかなかスタートが難しいとは思うのです。町といたしましては定期的に巡回をする。先進地の事例なども参考にさせていただいたのですが、放置自転車と思われるものは一見してわかると思われまして。例えば壊れている、タイヤに空気が入っていない、長期間乗っていないわけですからほこりが付いている。そういう状況が見受けられる場合、放置自転車と思われる部分についてはデジタルカメラで写真を撮って、それを2週間後にまた確認にいくという方法で定期的に巡回をして確認していきたいと思っています。

また、2点目の再利用ですが、もし使えるような自転車がある場合にはそういうことも検討させていただきたいと思います。

- 委員長（芳滝仁） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。成田委員。
- 委員（成田年雄） 14日の半年ということは、大体200日限度ということですか。それはいままでの経過自体は、どのくらい放置自転車があったか把握しているのか。
- 委員長（芳滝仁） 町民課長。
- 町民課長（横山義嗣） 現在放置されていると思われる自転車は幕別で22台、札幌内で50台ほど見受けられます。期間については定かではないのですが、1年から2年以上は放置されている状況があります。
- 委員長（芳滝仁） 成田委員。
- 委員（成田年雄） 1年間という枠ではなくて2年くらい前からあったのではないかと発想ですか。あまり厳しくやってもどうかと思うのです。ただ出発点がどこだとか最後点がどこだとかいう部分よりも個人差をなくすという啓蒙活動の中で、こういう部分を作るのもいいのだけれど、そういうのもいいのかという発想です。

- 委員長（芳滝仁） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。
- 委員（はい、の声あり）
- 委員長（芳滝仁） そうしましたら、議案第50号に対する質疑は以上で終了させていただきます。説明員の方々どうもありがとうございました。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（芳滝仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。本議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。いい活用ができるようにまたいろいろと意見を出していただければと思います。それでは討論を省略いたしまして議案第50号の採決を行いたいと思います。お諮りいたします。本件は議案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 委員（異議なし、の声あり）
- 委員長（芳滝仁） 異議なしと認めます。従って議案第50号幕別町駐輪場及び自転車等放置防止条例については原案のとおり可決されました。なお、委員会報告につきましては委員長、副委員長に一任をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 委員（異議なし、の声あり）
- 委員長（芳滝仁） 異議がないということですので、そのようにさせていただきます。

それでは、2番目の所管事務調査について進めていきたいと思います。お手元にいままでの経緯のことが配布されてあります。閉会中の所管事務につきまして、ご意見をお伺いしたいと思います。自由討議でされてください。議会改革の中で出た関係団体とのテーマを設けた話し合いだとか、例えば老人クラブだとか地域サロンがあります。

- 副委員長（藤原孟） 地域サロンにみんなで見学に行ったらどうでしょうか。
- 委員（中橋友子） 団体との意見交換会というのはいいです。
- 委員長（芳滝仁） そうしましたら今回は老人福祉に関する事項ということで、いまサロンの話も出ましたのでそれを中心にします。幅が広いものですから、そういう関係でピックアップをしながら町民の声を聴かせていただくことを含めて、制度についても勉強させていただくという方向でいきたいと思いますが、よろしいですか。
- 委員（はい、の声あり）
- 委員長（芳滝仁） その他について何かございますか。
- 委員（なし、の声あり）
- 委員長（芳滝仁） 本日の案件は終了いたしました。これを持って本日の委員会を閉会いたします。

（13：41 閉会）